

令和2年5月文京区議会臨時議会提案事項

1 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2327頁）

- (1) 提案理由 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、傷病手当金の支給及び保険料の減免に係る特例を設けるため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 傷病手当金の支給の特例（付則第22項から第28項まで）
 - (ア) 支給対象者
給与等の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したものの又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるものとする。
 - (イ) 支給対象日及び期間
労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について支給する。ただし、支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
 - (ウ) 支給額
1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間における就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。
 - (エ) 給与等との調整
給与等の全部又は一部を受けるときは、傷病手当金を支給しない。ただし、受けることができる給与等が(ウ)により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
なお、給与等の全部又は一部を受けることができなかったときは、傷病手当金の全額又は受けた給与等と傷病手当金との差額を支給する。
 - (オ) 傷病手当金に関する規定の適用
(ア)から(エ)までについては、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。
 - イ 保険料の減免の特例（付則第29項）
新型コロナウイルス感染症により被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響によりその者の収入の減少が見込まれる場合において、区長が必要があると認めたときは、令和2年2月1日から規則で定める日までの間に納期限が到来する保険料を減免する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日
 - イ 適用日 (2)アについては令和2年1月1日、(2)イについては令和2年2月1日

2 令和2年度文京区一般会計補正予算

3 令和2年度文京区国民健康保険特別会計補正予算